## 会和4年10月1日から



厚生労働省の定めにより，200 床以上の地域医療支援病院は，紹介状を持たずに受診される患者さんから，通常の医療費の他に「選定療養費」を徴収することが義務付けられております。

当院でも，対象となる患者さんには，選定療養費として一定額のご負担をお願い しているところでありますが，令和4年度診療報酬改定により，この選定療養費の金額が改定されることとなりました。

今回の選定療養費増額分「初診 2，000 円（税別）•再診500 円（税別）」は， それぞれ初診料および再診料から減額される仕組みであり，病院の収入が増える わけではございません。あくまでも，病院と診療所の機能分化を推進するための制度でありますので，皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 初診時選定療養費

初診で，他の医療幾開からの紹介状を持たずに受診された場合

## 5，500円（税込み）$\Rightarrow$ 7，700円（税込み）

## 再診時選定療養費

晠状が客定し，外来担当医が他の侌痖微闌への紹介を申し出た


## 2，750円（税込み）$\Rightarrow$ 3，300円（税込み）

－初診時•再診時いずれの場合でも，口腔外科と他の診療科では別々に選定療養費をご負担 いただきます。

## 以下に該当する方は徵収の対象外です

$\checkmark$ 他の医療機関から紹介状をお持ちの方
$\checkmark$ 生活保護法の医療扶助の対象となっている方
$\checkmark$ 特定の疾患などで各種公費負担制度の受給対象となっている方 など

